

「KANPAI! GUNMA 2026」開催業務 企画提案要領

この公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものです。成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等に大幅に変更が生じることがあります。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので、予め御留意ください。

1 業務の名称

「KANPAI! GUNMA 2026」開催業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県には、豊かな自然と長い歴史の中で培った技術を活かし、個性的で美味しい日本酒を醸す酒蔵が集まっています。国内外の品評会等でも高く評価されており、「群馬の地酒」は年々レベルアップしています。そのような地酒の魅力を実際に味わってもらうとともに、群馬から日本酒のトレンドを発信するイベントを開催します。

また、県内の日本酒以外の地酒（ビール、ワイン等）や、県産食材を活用した食の提供も行うほか、特別企画等も実施し、普段日本酒に触れていない人も楽しめ、かつ、その入口となるような内容とします。

「日本酒といえば群馬」となるようなイメージ浸透・価値向上を図るとともに、日本酒をはじめとした地場産業の発展、更には観光誘客の促進や本県のイメージアップも目指します。

3 業務内容

「KANPAI! GUNMA 2026」開催に係る業務全般

（企画・調整・会場設営、運営、広報、試飲チケットの販売、及びこれらに付随する業務等一式）

※ 詳細は仕様書のとおり。

4 提案上限額

24,348,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・応募に要する経費は自己負担とします。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき、業務内容を協議・調整の上、再度見積もりを依頼します。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

6 提案を求める事項

仕様書を確認の上、以下について提案してください。

（1）実施業務計画（スケジュール）

本委託業務を遂行するに当たっての実施計画（スケジュール）を作成・提案してください。

(2) イベントキービジュアル

来場意欲や関心の喚起に繋がるようなキービジュアル案を提案してください(1～3案)。
デザインについてはコンセプトを簡潔な文章または審査時に口頭で補足するとともに、ポスター、Web、SNS 等での展開を想定したものとしてください。

(3) イベントの構成内容及びその他の設置・設営事項

仕様書記載の「第3 委託事業の内容(詳細)」等を参考に、「構成内容」及び「その他の設置・設営事項」を提案してください。

(4) 集客力を高めるための広報

提案者は、集客効果を高めるための工夫・仕組みを提案してください。

(5) 試飲チケットの販売方法

試飲チケットの販売を促進するための具体的な販売方法を提案してください。

なお、利用者と出展者の利便性が向上するような仕組みの提案も歓迎します。

(6) 会場全体レイアウト(展示ホール、屋外展示場)

仕様書記載の「第3 委託事業の内容(詳細)」等を参考に、会場全体レイアウトを提案してください。

(7) 出展ブースイメージ

仕様書記載の「第3 委託事業の内容(詳細)」等を参考に、出展ブースイメージを提案してください。

(8) 会場内及び会場付近における安全対策、飲酒運転防止対策

開催に当たり、来場者の安全確保、開催周辺地域への配慮等の観点から、必要な緊急措置を含めた安全対策及び飲酒運転防止対策を提案してください。

(9) その他提案事項

その他、開催全般にわたり有効と考えられる事項を提案してください。

7 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

- ・国内に本社、または活動拠点を置いている者であること
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立がなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員でないこと
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと

8 スケジュール

(1) 質問受付

令和8年2月19日(木) 午後5時まで ※詳細は、下記9のとおり

(2) 質問回答（最終）

令和8年2月25日（水）午後5時（予定）

(3) 説明会

令和8年2月16日（月）午前10時～ ※詳細は、下記10のとおり

(4) 参加申込

令和8年2月19日（木）午後5時 必着 ※詳細は、下記11のとおり

(5) 企画提案提出期限

令和8年2月27日（金）正午 必着 ※詳細は、下記12のとおり

(6) 審査

令和8年3月2日（月）～3月11日（水） ※ 詳細は、下記13のとおり

(7) 結果発表

令和8年3月中旬（予定）

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

(1) 受付期限

令和8年2月19日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

「16 問合せ先」あて質問書（様式1）により、電子メールで提出してください。

※件名は「「KANPAI!GUNMA 2026」開催業務 質問事項」とし、質問書を提出した際は、必ず電話連絡ください。（電話 027-226-3358）

(3) 回答

- ・質問受付日から原則として土曜日・日曜日・祝日を除き3日以内に電子メールで回答するとともに、質問内容と回答を県ホームページに公開します。（事業者名は非公表。）
- ・令和8年2月25日（水）までには全ての回答完了を予定しています。

10 企画提案説明会

次のとおり説明会を開催します。参加される場合には、事前申し込みが必要です。なお、参加できなかった事業者も企画提案することは可能です。

(1) 日時 令和8年2月16日（月） 午前10時～

(2) 方法 オンライン

(3) 参加申込

令和8年2月13日（金）正午までに、「16 問い合わせ先」あてに電子メールにより、事業者名、参加者名、電話、メールアドレスを連絡してください。

※メールを送付した際は「16 問い合わせ先」へ電話で連絡してください。（027-226-3358）

※オンライン参加用 URL は、参加申込者に送付します。

11 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、「参加申込書（様式2）」を提出してください。

(1) 受付期限

令和8年2月19日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

「16 問合せ先」あて、電子メールで提出する。

※書類を提出した際は、「16 問い合わせ先」へ電話で連絡してください。(027-226-3358)

12 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり、書類を提出してください。

(1) 提出書類（全て電子データ 1 部（PDF））

- ア 企画提案書表紙（様式 3）
- イ 企画提案書本体（様式自由） ※20 枚以内としてください
- ウ 業務実施体制表（様式 4）
- エ 費用見積書（任意様式）
内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額（税率 10%）を明記すること。
- オ 会社概要（パンフレット等）
- カ その他、提案内容に関して必要な資料
- キ 法人登記簿謄本〔3 カ月以内に発行されたもの。コピー可〕
- ク 決算書〔直近のもの 1 期分（半期決算の場合は 2 期分）〕
- ケ 誓約書〔群馬県暴力団排除条例第 7 条関係〕（様式 5）
- コ 課税（免税）事業者届出書（様式 6）

(2) 提出方法等

- ・提出方法 電子メール
- ・提出期限 令和 8 年 2 月 27 日（金）正午 必着
- ・提出先 「16 問合せ先」のとおり

※電子メールは 1 通につき 7 MB まで受信可能です。

7 MB を超える場合は、複数回に分けて提出してください。

困難な場合は、「16 問合せ先」あてに電話にて連絡してください。

※zip ファイルやファイル転送サービスは受信不可のため、留意してください。

(3) 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。
- ・提出書類は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、提出書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）、群馬県情報公開条例（平成 12 年 6 月 14 日条例第 83 号）に基づき、不開示情報及び非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き情報公開の対象となりますのでご承知おきください。

(4) その他注意事項

- ・書類の作成・提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には速やかに連絡するとともに、その旨を書面で提出してください。

13 審査

提出された書類に基づき、第1次審査を行います。その後、第1次審査通過者を対象に企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を行います。

審査の結果、最も優れた企画提案をした事業者を優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。なお、原則として、企画提案者が5者以下の場合、第1次審査は実施しません。

(1) 第1次審査

- ・審査期間 令和8年3月2日（月）～3日（火）
- ・審査方法 書類審査
- ・審査項目 下記（3）審査基準のとおり
- ・審査結果 応募者全てに連絡します。（電子メールによる）

(2) 第2次審査

- ・審査期間 令和8年3月6日（金）午後（予定）
※詳細な日時は、第1次審査通過者に連絡します。
- ・審査方法 事業者のプレゼンテーション、企画提案に対するヒアリング
- ・審査項目 下記（3）審査基準のとおり
- ・審査結果 応募者全てに連絡します。（電子メールによる）

(3) 審査基準

審査項目	評価基準	配点
趣旨、目的の理解に関すること	・事業の趣旨（「日本酒といえば群馬」となるようなイメージ浸透・価値向上、日本酒をはじめとした地場産業の発展、観光誘客の促進や本県のイメージアップ等）を理解したものとなっているか。 ・群馬の地酒の認知度向上に繋がるものとなっているか。 ・普段日本酒に触れていない人も楽しめ、かつ、その入口となるようなものとなっているか。	10
企画提案内容に関すること	・イベントの構成内容（酒の試飲・販売、食品の提供、関連企画等）は、来場者にとって魅力的なものであり、かつ、具体的で実現性が高いものとなっているか。 ・キービジュアルは、洗練された魅力的なデザインとなっているか。 ・広報は、SNSをはじめ多様な手法を使い、来場を促すための効果的なものとなっているか。 ・チケットの販売方法は、利便性が高く、チケットの販売増加につながるものとなっているか。 ・関連企画やコンテンツは、日本酒に詳しい方はもちろん、普段日本酒に触れていない人にも来場を促す魅力的なものとなっているか。 ・会場設営や装飾は、洗練された魅力あるものであり、かつ安全性に配慮したものとなっているか。 ・来場者の安全、飲酒運転防止等の対策は、具体的かつ効果的か。	25
実施体制に関すること	・円滑、効果的な業務運営が行える体制となっているか。 ・発注者からの要望・指示に速やかに対応できる体制となっているか。 ・業務への熱意、意欲は高いか。 ・類似業務の実績は十分か。	10

費用に関する こと	・費用対効果の高いものとなっているか。 ・費用の積算は適切か。過度に経費の高い項目はないか。	5
合 計		5 0

14 契約

- ・応募内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。
- ・契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を示したうえで、見積書を提出いただきます。
- ・なお、採用者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・本業務により製作された成果物に関する全ての権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属します。
- ・本業務は、国の交付金（地域未来交付金等）を財源に実施する予定のため、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行っていただきます。
- ・適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合があります。なお、本事業に関する証拠書類は、事業終了後 5 年間保存していただきます。

15 要領記載外の事項

本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県が定めるものとします。

16 問合せ先

〒371-8570

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 ものづくりイノベーション室 地場産業係

電話 027-226-3358 FAX 027-223-7875

メール jibasan@pref.gunma.lg.jp